

令和7年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和7年10月6日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 福田 晴一 委員 本間 正江 委員 宮川 淳子 委員 川 染 誉市 委員 長谷川 勝久 委員 高橋 勇市
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 学校支援課長 教育指導課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報告内容	結果
1	56号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	了承
2	57号	東京都北区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について	了承

<p>福田教育長</p>	<p>それでは、これより令和7年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。 出席委員は、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 初めに、高橋委員が教育委員に就任されたことに伴いまして、東京都北区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、各委員の議席を定める必要がございます。 各委員の議席は、ただいま御着席いただいている議席としたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。御異議ないと認め、現在、御着席いただいている席を各委員の議席とさせていただきます。 続いて、日程第1、第56号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」です。 学校支援課長から説明をお願いします。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>それでは、第56号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書の5ページ中ほどの説明欄を御覧いただければと存じます。 既に、教育委員会第6回臨時会にて御報告、御承認いただいた東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正案につきましては、令和7年第3回北区議会定例会での審議を終了したことから、当該条例の一部改正に伴う規則の改正を行うものでございます。</p> <p>補償基礎額の扶養親族加算額の内訳が変更されたことに伴い、公務災害休業補償請求書の様式を改めるため、この規則案を提出いたします。 規則改正の内容につきましては、6ページ、新旧対照表のほうを御覧いただければと存じます。</p> <p>別記第4号様式(第4条関係)でございます。様式右上の扶養親族加算額の内訳については、補償基礎額の扶養加算の算定において、配偶者がいる場合の加算が廃止されたため、様式を改めたものでございます。</p> <p>また、様式下段の休業補償請求額の計算につきましては、所要の規定整備、誤植訂正になりますが、行ったものでございます。</p> <p>3ページにお戻りいただき、付則の施行期日でございます。この規則は、公布の日から施行いたします。 御説明は以上でございます。よろしく御審議賜われますよう、お願い申し上げます。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 本件について、御質疑、または御意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することとしますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。御異議ないと認め、第56議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p>

<p>教育指導課長</p>	<p>続いて、日程第2、第57号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について」です。 教育指導課長から説明をお願いします。</p> <p>日程第2、第57号議案「東京都北区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について」御説明いたします。 本議案は、東京都北区いじめ防止条例第14条の第5項の規定に基づき、東京都北区いじめ問題対策委員会専門調査員を委嘱するものでございます。 具体的には、令和元年度に飛鳥中学校で発生した事案に関する調査を行うための専門調査員の委嘱でございます。 ページをおめくりいただきたいと思います。 委嘱する調査員です。弁護士の田村顕志朗氏の1名です。第二東京弁護士会から推薦していただいた方です。任期は、令和7年10月7日からいじめ重大事態調査終了までとなります。 説明は以上です。御審議賜われますよう、よろしくお願いたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 では、ただいまの説明について、何か御質疑、または御意見はございますか。 本間委員、お願いします。</p>
<p>本間委員</p>	<p>御説明ありがとうございました。意見ではなくて質問なんですが、具体的にはどのような関わりというか、委員としてその中に入って専門的な御意見をくださるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>はい、お願いします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>まず、具体的には、相手方、実際にはお子さんになるんですけど、その聞き取り調査、ちょっと疑いのあるところを、どういうものかというのを実際に聞き取っていただくというような形になると、そういう調査委員でございます。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。ほかに御質疑、御意見はございますか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。 (異議なしとの声あり)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。御異議ないと認め、第57議案については原案どおり承認することに決定いたします。 以上で本日の日程、全て終了いたしました。 これをもちまして、令和7年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>